

西宮市交通バリアフリー
道路特定事業計画

西 宮 市

1. 道路特定事業計画

1) 道路特定事業計画作成の趣旨

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(通称:交通バリアフリー法)」が制定されたことを受け、本市では、平成**15**年7月に、阪神甲子園駅周辺など**5**地区を重点整備地区とする『西宮市交通バリアフリー基本構想』を策定しました。

道路特定事業計画は、この基本構想で定められた重点整備地区内の特定経路について、交通バリアフリー法第**10**条に基づき、策定するものであり、今後は、この事業計画に基づき、重点的・一体的に重点整備地区内の道路等のバリアフリー化を進めていきます。

2) 整備目標年次

整備目標時期は、平成**22**年度(**2010**年)を基本としながら、平成**19**年度完了を目途として整備を進めていきます。

3) 特定経路における整備の基本方針

- 道路特定事業の実施にあたっては、『西宮市交通バリアフリー基本構想』の考え方に沿った整備に努めるものとし、構造物等の基準としては『道路の移動円滑化整備ガイドライン』を基本としています。ただし、地形の状況その他やむを得ない場合は、可能な限り基準等に沿った整備を図るものとします。
- 道路のバリアフリー整備と合わせ、ソフト面での取組みとして、放置自転車の移動撤去、駐輪マナーの指導・啓発や、歩行の支障となる看板などについて、撤去・移設等の指導に努めます。

(注) 本事業計画は、現時点での整備事業計画を定めたものであり、今後の各事業の進捗状況や社会情勢の変化等により、変更することがあります。